

「9条」が危ない
「憲法」が危ない
今こそ憲法をいかに守ろう！

戦争をする国へー平和主義の否定と軍隊の創設(その2)

平和的生存権の否定

現行憲法は前文で「平和のうちに生存する権利」を明記し、平和主義の基礎に平和的生存権をおき、平和を単なる原理原則だけではなく、「人権」の問題として位置づけています。

「戦争の放棄」の放棄

この平和的生存権は、裁判(長沼ナイキ基地訴訟第一審判決、自衛隊イラク派兵違憲訴訟名古屋高裁判決)の中でも、繰り返し確認されています。

自民党草案前文では、平和的生存権に関する部分を全て削除しており、国民に平和のうちに生きる権利は認めないという意思を露にしています。

自衛権の行使や国際協力の名の下での海外派兵を念頭に置いたものです。

また、現行憲法が、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、武力の行使を永久に放棄しているのに対し、自民党草案では、放棄の対象を国権の発動たる戦争に限定し、武力による威嚇及び武力の行使については「用いない」とするに留めてあります。そして、自衛権の発動については、個別の自衛権と集団的自衛権について区別せず、積極的にこれを承認しています。

もうすぐ
憲法記念日

1946年8月第90回帝国議会(答弁)したのです。自民党草案の狙いが「戦争の放棄」を放棄し、日本を戦争可能な国にするという事は明らかです。

1946年8月第90回帝国議会(答弁)したのです。

5月3日、日本国憲法の施行後66年を迎えます。5月3日は、憲法の施行を記念する祝日です(11月3日は憲法の公布を記念した祝日)。大阪でも憲法を考えるつどいや取り組みも開催されます。みんなで憲法について考え守り、いかに運動を大きく広げましょう。

5

安倍政権の改憲暴走を許さない！
5・3憲法のつどい&パレード

とき 5月3日(金・祝) 13時開会
ところ エルおおさかエルシアター
講演 「憲法改悪の動向と私たちの課題」
浦部法穂さん(神戸大学名誉教授)
参加費 500円(府職労が負担します)



9条の会おおさか講演会

とき 5月17日(金) 18時30分開会
ところ 中之島中央公会堂
講演 「エンタテインメントの中の戦争」
赤川次郎さん(作家)
参加費 1000円(府職労が負担します)



神戸から東北、東北から近畿へ
近畿の今と明日の地震・津波・原発などの災害を考える集い

日時 4月27日(土)午後1時30分～4時45分(予定)
会場 ATCホール(大阪南港・咲洲)6階コンベンションホール
記念講演:(仮題)住民のいのちと暮らしを守る
地域・自治体をつくるために
室崎益輝さん(関西学院大学総合政策学部教授)
[中央防災会議専門委員会委員・日本地震復興学会会長]
報告:大飯原発と地域経済(京都) / 防災まちづくり運動(大阪) / 10万人避難訓練(兵庫・西宮市)など、フロア発言
入場無料

※終了後、WTC見学ツアーを予定しています。
展望台入場料500円
主催:日本自治労連近畿ブロック協議会 ☎06-6354-6214

<p>第2章 戦争の放棄 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p>第2章 安全保障(平和主義) 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。 2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</p>
.....	
<p>第2章 戦争の放棄 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p>第2章 安全保障(平和主義) 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。 2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。</p>

さらに、自民党草案では、現行憲法の戦力不保持、交戦権の否認も削除されています。戦争放棄の条文だけでは戦争は防げません。現代史では「戦争」を行うとして侵略戦争を始めた国家はありません。だからこそ、日本国憲法は「戦争否認の具体的な裏付けとして、陸海空軍その他の戦力を許さず、国の交戦権は認めない」と規定(芦田均、

戦争を防ぐ「戦力不保持・交戦権の否認」も削除

みんながいきいきと健康で働き続けられる職場をつくらう!!

3月27日、「府職労2013年度要求書」にもとづいて団体交渉を行いました。労使慣行では「住民の役に立つ仕事をした」という思いは労使共通のものであり、労使



2013年度 府職労要求交渉

業務量に見合った人員を！
欠員は早期に解消せよ！
一律的な人員削減によって、長時間過密労働や恒常的残業がまん延し、多くの職場で欠員が生じており、一部では年度当初の欠員も発生している実態を示し、業務量に見合った人員を配置するよう追及しました。また、新規採用2年目職員の民

間派遣研修についても職場実態を踏まえて中止するよう求めました。
当局は「専門職の欠員は早急に補充すべき」「年度当初の欠員が当たり前とは思っていない」と言いながら「欠員を見越した採用はできない」と無責任な答弁を行いました。府職労は「職場はぎりぎりの人数でがんばっている」「職員の年齢構成からも産・育休も予

55セルフドックは
職免対応にせよ
昨年の府労組連秋季年末闘争で当局より示された「55才以上の職員を対象としたセルフケアドック(55セルフドック)」について、人間ドック受診時の勤務が「年休」となっている問題について、54才以下の職員と同様に「職免」とするよう強く求めました。
当局は「55セルフドックは、定期健康診断の代替となる人間ドックではなく、定期健康診断を必須としているため、年休

対応となる」と説明しました。
府職労は「そもそも、この制度は「55才以上の職員のモチベーション向上」を理由の一つとしていたものであり、年休対応となれば人間ドックが受けづらくなる場合もあり、逆効果にもなりかねない。職免で受診できるよう再検討すべき」と追及し、引き続き、要求することを伝えました。
この他にも、メンタル不全者に対する対策(職場研修の充実など)や保健所や府税務所など、エレベータが設置されていない出先機関で来庁者に不便をかけている実態も示し、エレベータを設置するよう求めました。